

## 第3章 基本構想

---

---

### 1 基本理念

---

本市ではこれまで、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らしていける環境の整備等を進めてきました。

また、平成 27 年に策定した中津川市総合計画の福祉分野では「温かい福祉のまち」を政策の柱とし、「誰もが地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりにあったサービス・支援が受けられ、年齢、障がいの有無に関わらず、多様な交流が行われ、楽しさや生きがいを実感できるまち」の実現を目指しています。

さらに、令和 4 年に中間見直しが行われた「中津川市地域福祉計画（第 2 期計画）」では、「だれもが住みなれた地域で その人らしく 安心して 健やかに くらせるまちの実現」「お互いさまの気持ちをもって 共に生き 支えあう社会の実現」を基本理念とし、地域福祉を推進しています。

これらの考え方を踏まえた上で、本計画では「障がいのある人もない人も共に支え合い、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

---

#### 【基本理念】

障がいのある人もない人も共に支え合い、  
生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり

---

## 2 基本目標

本計画では、以下の3つの基本目標を定め、本市の障害福祉の推進を図ります。

### 1 地域における生活の支援 —暮らす・支える—

障がいや疾病の早期発見により、障がいのある人の適切な支援・治療等へつなげていきます。また、医療・保健・福祉サービスや障害福祉サービス等、生活や住まいを支えるためのサービスの提供と質の向上を進めます。

各種相談窓口では、障がいのある人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、各機関間での連携を図ります。

さらに、生活に必要な情報の提供ができるよう、多様な方法を用いた相談支援や情報提供の体制の充実及び検討を行います。

### 2 切れ目のない支援 —育つ・学ぶ・働く・生きる—

障がいの早期発見により、一人ひとりの障がいや育ちに合わせた教育・療育を進めます。教育機関や医療機関、各種スタッフ等の連携を通じて、成長段階に合わせた、切れ目のない支援を行います。

また、就労にあたっては、一般就労及び福祉的就労の機会の確保及び支援を進めます。

さらに、障がいのある人や障がいのある子どもが、スポーツや芸術等の活動に参加しやすい環境をつくります。加えて、文化や芸術を通じた交流やふれあい等の場の拡充を進めます。

### 3 まち全体で支え合い、生きがいを持てるまちづくり

住み慣れたまちで安心して生活を送ることができるよう、交通の利便性や防犯対策、災害時の対応等について、日頃から検討を行うとともに各種取り組みを進めます。

また、障がいのある人の権利が守られるよう、権利擁護や虐待防止等に関して、施策を進めるとともに、各種制度についても周知を図ります。

さらに、市民が障がいを理解し、住み慣れたまち全体で見守りや支え合いをしながら生活ができるよう、交流イベント等を通じた障がいの理解促進を図ります。

### 3 施策の体系

基本目標	施策	取り組み	
<p>— 暮らす・支える —</p> <p>1 地域における生活の支援</p>	(1)保健・医療の充実	① 健康づくりの推進	
		② 医療体制の充実	
	(2)生活環境づくり	① 各種サービスの充実	
		② 地域生活の支援	
		③ 住環境の整備	
	(3)相談・情報提供体制の充実	① 相談支援体制の充実	
		② <u>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</u>	
	<p>— 育つ・学ぶ・働く・生かす —</p> <p>2 切れ目のない支援</p>	(1)障がいのある子どもへの支援	① 障がいのある子どもの成長への支援
			② 療育体制の充実
③ <u>医療的ケア児への支援体制整備</u>			
④ 障がい児教育・保育等の充実			
⑤ 学校卒業後に向けた支援			
(2)雇用・就労の支援		① 一般就労の促進	
		② 福祉的就労の充実	
		③ 中津川市障害者雇用促進協議会の取り組み	
(3)さらなる活動の場の推進		① 生涯学習・スポーツ・文化活動の推進	
<p>まがびへり</p> <p>3 まち全体で支え合い、生きがいを持つ</p>		(1)安心・安全に暮らせるまちづくり	① 交通・移動手段の確保と支援
	② 災害・緊急時の対策の推進		
	③ 防犯対策の推進		
	(2)障がいのある人を支えるまちづくり	① 障害福祉教育の推進	
		② <u>障がいのある人の権利擁護の推進 成年後見制度利用促進基本計画</u>	
		③ 地域の障がい理解、見守り、支え合い活動の推進	
		④ 交流機会の充実	

## 第4章 中津川市障害者計画

### 基本目標1 地域における生活の支援 —暮らす・支える—

#### (1) 保健・医療の充実

##### <現状・課題>

- 充実した生活を送るための基本は健康であり、疾病予防、リハビリテーション、在宅ケアなどの切れ目のない支援体制づくりや、障がいの予防や早期発見、早期対応のための相談体制の充実、医療機関等の関係機関との連携が求められています。
- 特に成長・発達に不安や障がいの疑いがある子どもの対応にあたっては、子どもの発達段階や特性を理解することが必要であり、保護者の育児不安の解消や問題解決に向けた支援と、心理的ケアが必要です。
- 精神保健福祉対策については、増加するこころの病に対し、自身のこころとの付き合い方などに気づく予防対策が重要です。精神障がいや精神障がい者に対する理解を促進するとともに、こころの病が進行してしまった際には、福祉や医療などの関係機関の連携による包括的な支援を図っていくことが必要です。

##### <具体的な取り組み>

#### ① 健康づくりの推進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
1	各種健診事業の強化	乳幼児健診や特定健診、がん検診など健診事業や相談事業などを実施し早期発見に努めます。また、関係機関の連携を強化し早期に必要な治療や適切な支援につなげます。	充実	健康医療課
2	保健指導・栄養指導の強化	健診結果に基づき健康課題である脳血管疾患や心血管疾患、人工透析を予防するために重症化予防対象者を明確化し保健指導・栄養指導を強化します。	充実	健康医療課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
3	生涯を通じた健康づくりの推進	健康増進計画に基づき、各関係機関と連携を取りながら、ライフステージに応じた生活習慣病の改善や健康づくりに取り組みます。	継続	健康医療課
4	メンタルヘルス相談の受付	生きること支援計画に基づき、関係機関と情報共有し適切な機関に相談・支援をつなげていきます。また、アルコールやギャンブル等様々な依存症について正しい知識の啓発を進めるとともに、県等による研修会等の情報提供に努めます。	継続	社会福祉課 健康医療課

## ② 医療体制の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
5	地域医療に係る福祉サービスの利用促進	健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促します。自立支援医療など各種医療費助成制度についての情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援します。	継続	健康医療課 社会福祉課
6	保健・医療・福祉・介護の連携推進	第三次中津川市保健医療計画に基づき、保健・医療・福祉・介護の各関係機関が連携し、障がいのある人が安心して医療を受けられる体制を整備します。	継続	健康医療課

## (2) 生活環境づくり

### <現状・課題>

- 「障害者総合支援法」や「児童福祉法」により、障がい福祉サービス等は量・質ともに充実が図られてきました。本市においては、東濃圏域の他市とも連携を図りながら、さまざまなサービスの利用を支援しています。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、市の障害福祉サービスについて、“安心できる”が42.5%となっており、前回調査（36.5%）と比較して増加しています。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、今後の暮らし方の希望について、「家族と一緒に暮らしたい」が57.0%と最も高くなっています。療育手帳所持者では、「仲間と共同生活がしたい（グループホーム）」が7.4%と他の手帳所持者に比べて高くなっています。

### <具体的な取り組み>

#### ① 各種サービスの充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
7	障害福祉サービス提供体制の整備	市内外のサービス事業所等への情報提供、相談・助言、研修会の実施、利用ニーズの把握などに取り組みます。また、サービス提供者の増員方法を検討します。	継続	社会福祉課
8	サービス事業所整備の推進	事業所確保のため、関係者へ補助金制度等の情報提供に取り組みます。	継続	社会福祉課
9	障害福祉制度の周知	障害者手帳取得者に対して、それぞれの障がいの状況に合わせて利用できる制度等について、ホームページ等を通じて周知します。	継続	社会福祉課
10	地域生活支援サービスの提供体制の整備	市内外のサービス事業所と連携するとともに、事業者の新規参入を促し、サービスの質の向上と提供体制の整備等に取り組みます。	継続	社会福祉課
11	難病患者への障害福祉サービスの利用・促進	難病患者やその家族が抱える不安の相談に対応し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施します。	継続	社会福祉課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
12	意見交換会の開催	家族会、病院、関係機関による意見交換会を随時開催し、連携・協力して重症心身障がい児の受入れ体制づくりを進めます。また、「医療的ケア児に関する協議の場」との連携を行います。	継続	社会福祉課
13	難病等に対する啓発活動の推進	保健所が実施する「難病セミナー」や、難病団体連絡協議会が実施する「難病医療福祉相談会」等の広報活動や諸事業への協力を行います。また、難病患者支援連携ブック等を利用し、必要な情報を適切に提供します。	見直し	社会福祉課 健康医療課
14	強度行動障がいや高次脳機能障がいへの支援体制の充実	強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人が障害福祉サービスを利用できるよう、支援ニーズを把握し、圏域別医療支援センター及び基幹相談支援センター等と情報共有するとともに連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	見直し	社会福祉課
15	専門機関との連携強化	医療、保健、福祉、教育などの専門機関や関係団体との連携を強化し、福祉講座や研修会等において知識や技術の習得を促します。また、市内の事業所全体が同じ方向で支援を行えるような福祉講座や研修会等の開催を検討します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
16	人材の確保・育成	関係事業所・団体・機関等と連携して人材確保・育成のための研修会を開催します。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会

② 地域生活の支援

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
17	相談支援事業所等の相談窓口の周知	担当窓口、ホームページ、広報媒体を活用して相談窓口の周知と相談しやすい窓口づくりに取り組みます。	継続	社会福祉課
18	障がい児を支える家族の就労支援	障がい児を支える家族が放課後等デイサービスを利用しながら継続的に安心して就労できるよう、関係機関が連携して企業とのマッチングなどのサポートを実施します。	継続	社会福祉課
19	各種制度利用の広報・PRの促進	障害福祉制度や鉄道・路線バス等の割引制度、移動手段に関する助成制度等を、広報紙、ホームページ等を通じて周知します。	継続	社会福祉課
20	中津川市単独助成事業の実施	障がいのある人の交通費や障害福祉サービスの利用者負担を助成し、利用者の負担軽減を図ります。	継続	社会福祉課
21	地域生活支援拠点等の設置	地域で自立した日常生活と社会生活を営むための支えとして、地域生活支援拠点等を東濃地域で整備し、効果的な支援を行います。また、年に1回以上の運用状況の検討・検証を行います。	継続	社会福祉課



### ③ 住環境の整備

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
22	住宅リフォーム補助事業	耐震工事に併せて住宅リフォーム工事を行う場合、必要な経費の額(上限あり)を補助します。	継続	建築管理室
23	住宅バリアフリー改修費助成	日常生活用具給付等事業により、住宅の手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化の費用を助成します(助成条件あり)。	継続	社会福祉課
24	居宅系サービスの確保の促進	障がいのある人が親亡き後でも安心して地域生活を継続していけるよう、グループホーム等の確保のため、関係者へ国、県、市の補助金制度等の情報提供、家族会や事業所との相談・助言、研修会の提供、地域の障がい者理解の促進などに取り組みます。	継続	社会福祉課
25	住まいの確保支援	障がいのある人への理解促進のための地域住民への情報提供や、相談対応の体制づくり等、障がいのある人も安心して暮らせる環境づくりに努めます。	継続	社会福祉課

### (3) 相談・情報提供体制の充実

#### <現状・課題>

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、相談支援や情報提供を通じて当事者や支援者が暮らしの中で抱えるさまざまな悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる行政や相談支援機関等での相談受付体制づくりが重要です。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、悩みや困ったことの相談先として「家族や親戚」が71.0%と最も高く、次いで「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」がそれぞれ32.2%となっており、身近な人が相談相手になっています。一方で、「行政機関の相談窓口」は7.5%と低調となっています。また、「相談できる相手がない」も2.0%となっており、悩み等を適切なサービス利用につなげていくためには、相談窓口についての周知を進めていく必要があります。
- 障がいのある人の情報の発信や取得に関しては、令和4年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取り組みを進めていく必要があります。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、障がいのある人が生活を送る上で必要な情報を得るために必要な取り組みとして、「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」が36.2%と最も高く、次いで「公共施設内のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実」が34.6%、「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が29.4%となっています。誰もがわかりやすい情報発信についても工夫を凝らしていく必要があります。

<具体的な取り組み>

① 相談支援体制の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
26	相談支援の充実	障がいのある人やヤングケアラーをはじめとする障がいのある人の家族を支援するために、身近な場でいつでも相談できる体制の整備を進めるとともに、ライフステージに応じた生活支援、相談支援、地域交流を行います。 ケース検討会議の開催・参加により、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がいのある人・障がいのある子どもの相談支援体制の充実を図ります。	充実	社会福祉課
27	相談機関などの連携	身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等と連携を密にして、障がいのある人等に対し適切な情報を提供するとともに、総合的な相談支援体制の構築を図ります。なお、連携及び相談支援体制の強化においては、相談支援事業所が中核的機能の役割を果たします。	継続	社会福祉課
28	相談支援事業所の周知	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。	充実	社会福祉課
29	計画相談を行う相談支援専門員の確保	計画相談を行う相談支援専門員を確保するため、各事業所に働きかけを行い、相談支援事業所の充実に取り組みます。	継続	社会福祉課
30	東濃基幹相談支援センターとの連携	東濃基幹相談センターが地域の相談支援従事者に対する助言等の支援を行います。また、協議会運営への関与を通じた地域づくり業務が主要な「中核的な役割」となるよう連携等を見直します。	継続	社会福祉課

② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
31	障がいの特性に配慮した情報提供の充実	手話通訳者の養成に努め、手話通訳者派遣制度を推進します。各種情報の音訳・点訳等、情報伝達手段の充実を図ります。	充実	社会福祉課
32	多様な情報媒体の活用	ホームページ、広報紙、窓口、SNS、社協だより及びイベント等を活用した情報提供を行うとともに、障がい者用情報機器の普及に努めます。また、情報提供手段を通して、障がいや障がいのある人に対する市民の理解・意識の啓発に努めます。	充実	社会福祉課 社会福祉協議会
33	市の出前講座や意見交換会による情報提供の促進	障がいのある人やその家族、関係者への出前講座や意見交換の機会を設け、情報の提供・共有と相互理解を促進します。	継続	社会福祉課
34	コミュニケーションツールの導入	聴覚障がい者や外国人に対して、タブレットや磁気誘導ループ等のコミュニケーションツールの導入を検討し、窓口及び他の機会を活用することで、サービス向上に努めます。	充実	社会福祉課
35	点字カレンダー贈呈事業による支援	市内の視覚障がいのある人へ点字カレンダーを贈呈し、日常生活を支援します。	継続	社会福祉協議会
36	福祉サービスの利用促進	相談時に、リーフレットや市ホームページ、広報紙などを活用した福祉サービスの周知を行います。	継続	社会福祉課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
37	アクセシビリティに配慮した行政情報の提供	<p>アクセシビリティに配慮したウェブサイトを構築し、定期的な研修等の実施によりアクセシビリティへの理解を深め、読み上げソフトへの対応や色のみ依存しない表現などに取り組みます。</p> <p>また、広報紙では UD フォントの採用、文字の大きさ、図表を用いた説明などに取り組みます。</p> <p>これらにより、障がい者や高齢者を含め誰もが見やすく使いやすいホームページ、広報紙を提供します。</p>	新規	広報広聴課

## 基本目標2 切れ目のない支援 —育つ・学ぶ・働く・生きる—

### (1) 障がいのある子どもへの支援

#### <現状・課題>

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けることができるような体制整備が必要です。
- 発達支援センター利用者アンケート調査によると、受けている療育や支援について充実させるべき点と思う点について「友人など人とのかかわり方に対する支援」が78.6%と最も高く、次いで「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」が50.0%、「会話やコミュニケーションに対する支援」「進学や進路に関する相談や指導」がそれぞれ42.9%となっています。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児支援法」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。
- 本市では、中津川市障害者総合支援協議会の専門部会として子ども支援部会を設置し、関係機関と連携しながら障がい児、特に医療的ケア児と重症心身障がい児及びその家族を取り巻く課題の解決に向けて取り組んでいます。医療的ケアを必要とする子どもや家族の中には、その時の状況によって希望する福祉サービスの提供を受けられていない方がいることが想定されます。今後もニーズを把握し、適切な支援をしていく必要があります。

#### <具体的な取り組み>

##### ① 障がいのある子どもの成長への支援

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
38	障がいのある子どもとその家族への支援	こども家庭センターを設置して、子どもやその保護者に対し、関係機関と連携し相談支援を行います。	新規	子ども家庭課
39	障害や発達の遅れのある子どもや家族への支援	ペアレントトレーニング等を通して、障害や発達の遅れのある子どもとその家族への支援を行います。また、専門機関との連携の充実を図ります。	継続	発達支援センター

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
40	障がいや発達の違いの早期発見・早期支援	子どもの障がいや発達について保護者に寄り添い、児童及び家庭の状況に合わせて、発達相談を行い、療育、医療機関等必要な機関につなげていきます。また、関係機関等の連携体制を構築していきます。	継続	健康医療課 幼児教育課 発達支援センター
41	児童発達支援センターの充実	障がいのある子どもの健やかな成長や、安心して日常生活が送れるよう児童や家族への支援に対する機能強化に努めます。	充実	発達支援センター
42	発達障がいの理解促進	子どもの発達や関わり方について、講演会や研修会を開催します。	継続	発達支援センター
43	通所指導の充実	療育が必要な児童に対して、児童発達支援として通所による療育指導を行います。	継続	発達支援センター 幼児教育課

## ② 療育体制の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
44	利用計画等の作成・支援	児童発達支援センター等に通所もしくは通所を希望する障がいのある子どもやその保護者の支援ニーズに基づき、相談支援事業所において「障害児支援利用計画」を作成します。それを踏まえ、児童発達支援事業所は具体的な支援内容を盛り込んだ「個別支援計画」を作成し、個々のニーズに合った計画の質の向上を図り、適切な支援を行います。	継続	発達支援センター
45	保育所等訪問支援の充実	児童の保育環境の充実を図るため、集団生活になじめない等課題のある児童や、指導を行う保育士等を対象に保育所等を訪問し、集団生活の場でも安心して過ごせるように支援を行います。	継続	発達支援センター

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
46	重度心身障がい児の居場所の確保・充実	関係機関の連携により、重度心身障がい児の居場所の確保・充実に努めます。また、保護者のニーズに応じた支援ができるよう受け入れ体制の充実に努めていきます。	充実	社会福祉課 発達支援センター
47	放課後等デイサービスの利用の充実	ニーズの把握に努め、障がいのある児童に必要な支援が提供できる体制の確保に努めます。	継続	社会福祉課
48	障がいのある子どもを支える医療スタッフの確保・育成	短期入所の受け入れ体制を強化するとともに、医療スタッフの確保、育成等に努めます。	充実	市民病院
49	児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の育成	療育体制及び相談支援体制の充実のため、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を計画的に育成します。	継続	発達支援センター

### ③ 医療的ケア児への支援体制整備

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
50	医療的ケア児等への支援体制の充実	中津川市障害者総合支援協議会 子ども支援部会をはじめ、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関と地域課題の抽出及び解決に向けた協議を行います。また、医療的ケア児や重症心身障がい児及びその家族に対して、各支援機関等が互いに連携し合い、支援の充実に努めます。	新規	社会福祉課
51	医療的ケア児等への日常生活支援の実施	医療的ケアを必要とする子どもの実態把握に努めるとともに、医療的短期入所等の医療的ケア児等を支援する障がい福祉サービス利用の要望に対応できるよう、サービス事業者と連携し、支援を行います。	新規	社会福祉課
52	医療的ケア児等への教育環境の整備	小・中学校、園等において、「中津川市小学校等における医療的ケア実施要項」に基づいて、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への健康保持、これに必要な教育環境の整備及びその家族に対する支援等を行います。	新規	学校教育課 幼児教育課



④ 障がい児教育・保育等の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
53	幼稚園教諭・保育士研修の実施と保護者への啓発	研修会・説明会・相談会を開催し、幼稚園教諭・保育士のスキルアップ、保護者への理解促進に努めます。	継続	幼児教育課
54	一人ひとりの障がい・育ちに応じた保育・教育の実施	発達支援センターと関係機関の情報を共有する機会を定期的に設置し、園児、保護者の状況の把握や、保育・教育の充実に向けた支援の在り方の検討を行います。また、学校に通うことが困難な病気療養児等に向け、ICT を活用するなど学習機会の確保に努めます。	継続	学校教育課 幼児教育課 発達支援センター
55	障がいを持つ子どもへの支援の充実	発達支援クラスの在り方を検討し、個々の支援の充実を図るため「子ども・子育て支援事業計画」に沿って環境の整備を進めます。	継続	幼児教育課
56	個別支援員の適切な配置	支援員の適切な配置と専門性を培う研修を実施します。	継続	学校教育課
57	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の充実	長期的・短期的な視野に基づき、個々のニーズに応じた教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、教育支援体制を確立します。	継続	学校教育課 教育研修所
58	就学に関わる教育支援の充実	校内教育支援委員会の充実と関係機関との連携により、障がいのある子どもの就学を支援します。	継続	学校教育課 教育研修所
59	放課後児童クラブの支援員の確保と質の向上	支援が必要な児童が放課後児童クラブを利用できるよう、支援員研修参加への案内や支援児の受入に対する支援員確保のための放課後児童クラブへの支援を行い支援員の確保と質の向上につなげます。	継続	子ども家庭課
60	日中一時支援事業所の確保	保護者の負担軽減等を図るため、ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、体制の確保に努めます。	継続	社会福祉課

⑤ 学校卒業後に向けた支援

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
61	学校から就労への支援	岐阜県障害者職業センターやハローワーク、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト等と連携し、事業所や障がい者雇用を推進する企業の情報を提供します。 また、特別支援学校生徒の職場実習機会の充実のための支援を行います。	充実	社会福祉課
62	就労に関する情報の提供	特別支援学校に対し、各種情報を適切に提供するとともに、福祉サービスの利用方法等についての相談に応じる福祉進路相談会を支援します。	継続	社会福祉課
63	卒業後の受入先確保	関係機関と連携して卒業後の重度障がい者の受け入れ先の確保に努めます。	充実	社会福祉課

## (2) 雇用・就労の支援

### <現状・課題>

- 障がいのある人の就労については、民間企業における就労や福祉的就労などがあり、生活基盤の確保や生きがいの創出等、さまざまな観点から就労を促進していく必要があります。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、障がいがある人が働くために必要なこととして、「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が49.5%と最も高く、次いで「企業の障がい者雇用に対する理解」が45.2%、「通勤手段の確保」が40.8%となっています。
- 民間企業における就労においては、令和5年度から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となります。さらに令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業所による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されることとなるため、今後も障がい者の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを促進していく必要があります。

### <具体的な取り組み>

#### ① 一般就労の促進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
64	就労に係る相談窓口の充実	ハローワークやワーカーサポートセンター、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト等と連携し、各種相談に応じられる体制を整備し、障がいのある人の就労の定着を図ります。	継続	社会福祉課
65	農福連携の推進	恵那地域農福連携会議と共に農福連携に関する理解の促進を図るとともに、関連事業所への支援を推進します。	継続	農業振興課 社会福祉課
66	障がい者雇用助成事業の周知・利用促進	国の各種障がい者雇用に関する助成事業や市の助成事業(障害者雇用促進事業)を周知し、事業所の利用を促進します。	充実	社会福祉課
67	市役所における障がい者雇用の促進	市役所における障がい者雇用の促進と、障がいのある人の働きやすい職場環境づくりに努めます。	充実	人事課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
68	関係機関の連携の強化による一般就労促進	岐阜県障害者職業センターやハローワーク、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト、相談支援事業所等と連携し、福祉的就労から一般就労へ移行できるよう体制を整備します。	充実	社会福祉課
69	一般就労促進のための企業・事業所支援	雇用・労政を担当する商工観光部と連携し、企業・事業所への訪問や障がい者の就労支援を推進します。	新規	工業振興課 社会福祉課

## ② 福祉的就労の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
70	障がい者就労施設からの物品、サービスの調達推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年「中津川市調達方針」を定め、障がい者就労施設への物品・委託業務の調達の拡大、市施設等での販売機会の確保、関係者・事業所への周知を行い、働く環境の改善を図ります。	継続	社会福祉課
71	障がい者雇用に関する広報・PRの促進	一般企業での就労が難しい障がいのある人の、福祉的就労の場となる就労支援事業所における授産製品・請負業務についてPRします。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
72	障がい者就労状況の把握・情報提供の推進	県による東濃圏域就労支援ネットワーク会議やハローワークなどにより、障がいのある人の就労状況を把握するとともに、障がいのある人や福祉的就労施設への情報提供に努めます。	継続	社会福祉課

③ 中津川市障害者雇用促進協議会の取り組み

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
73	関係団体の連携強化	事業所・経済団体・障がい者団体等との連携を強化し、障がい者雇用の拡大を図ります。 合わせて、市役所内の雇用・労政担当部署との連携を強化します。	充実	社会福祉課
74	雇用促進セミナーの開催	雇用促進セミナーを開催し、企業に対する障がいのある人への理解を促し、雇用の拡大を図ります。 また、多様な働き方の周知に努めます。	充実	社会福祉課
75	障がい者雇用事業所表彰の実施	障がい者雇用及び雇用促進につながる取り組みを行っている企業等を表彰するとともに、広くその取り組みを周知します。	充実	社会福祉課
76	「障がい者就労支援施設等製品ガイドブック」の作成・配付	「障がい者就労支援施設等製品ガイドブック」を作成・更新するとともに、市内企業、関係団体に配付し、障がい者就労支援施設等を支援します。	継続	社会福祉課
77	就労に係る移動手段への支援研究	No.92(移動手段の確保)の取り組みに関連し、障がいの種類、程度に合わせて、移動手段に関する多様な支援方法について研究します。	新規	定住推進課 社会福祉課

### (3) さらなる活動の場の推進

#### <現状・課題>

- 文化・芸術、スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るために重要な役割となっています。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、参加したいスポーツや文化活動について「特になし」を除き、「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が31.7%と最も高く、次いで「旅行・キャンプ・つり等への参加」が21.8%、「趣味の同好会活動」「障がいのある仲間との活動」がそれぞれ12.5%となっており、多様な活動への参加意向が表れています。
- 平成30年6月に「障害者文化芸術推進法」が施行され、文化芸術の鑑賞機会の提供や交流を促進など障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。
- 障がいの有無に関わらず、多様な社会参加が実現できるよう、文化芸術活動やスポーツの機会や場を充実させることが求められます。また、誰もが自らの興味・関心に応じて学び続けられるような学習環境の整備を図ることが求められます。

#### <具体的な取り組み>

##### ① 生涯学習・スポーツ・文化活動の推進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
78	生涯学習の提供と参加促進	関係団体・機関と連携し、障がいのある人が参加できる教室、イベント等の機会の提供と周知に努め、参加を促進します。	継続	生涯学習スポーツ課 社会福祉課
79	指導者、サポーターの確保・育成	障がい者スポーツ指導員やサポーターの確保・育成に取り組めます。	継続	生涯学習スポーツ課 社会福祉課
80	施設・設備の改善	障がいのある人が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化や障がい者向け設備の充実を図り、利用を促進します。また、文化施設において、障がいのある人が安心して活動できる環境を整備します。	継続	生涯学習スポーツ課 文化振興課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
81	障がいのある人の各種大会や参加者への支援	障がい者団体が行うスポーツ大会の開催等を支援します。個人による各スポーツ大会等への参加について、激励会の開催や広報により支援します。	継続	社会福祉課
82	文化芸術活動への参加支援	障がいのある人による文化芸術に係る多様な活動への参加機会を確保し、障がいのある人の個性や能力の発揮を支援するとともに、社会参加を促進します。	継続	文化振興課
83	読書環境の充実	読書バリアフリー法に基づき、大活字図書やLLブック、オーディオブックCD等の購入により、視覚障がいのある人等の読書環境の利便性の向上を図ります。	継続	図書館

## 基本目標3 まち全体で支え合い、生きがいを持てるまちづくり

### (1) 安心・安全に暮らせるまちづくり

#### <現状・課題>

- 「バリアフリー法」では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園などを新設または改築する場合は、移動等円滑化基準への適合が義務付けられています。令和2年の改正においては、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、外出時に困ることについて、「一人では外出できない」が23.6%と最も高く、次いで「困ることはない」が22.7%、「公共交通機関が少ない（ない）」が21.5%となっています。
- 災害対策は、近年の気候変動の影響による全国各地での豪雨災害の激甚化・頻発化や震度5以上の大規模地震の発生回数の増加等により、非常に重要な取り組みとなっています。障がいのある人においても、平常時からの防災対策や医療機器や薬等を含む備蓄品の確保、地域ぐるみでの避難行動要支援者対策が重要です。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、災害時に一人で避難できるかについて、「できる」が45.5%、「できない」が28.2%、「わからない」が21.0%となっています。国では、令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。今後、制度等のさらなる周知が求められます。
- また、近年では、悪質商法や振り込め詐欺などの手口が巧妙化し、障がいのある人を狙った消費者被害の危険性も高まっています。身近な地域での見守りや、消費者被害防止に関する関係機関等との連携など、対策が求められます。

#### <具体的な取り組み>

##### ① 交通・移動手段の確保と支援

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
84	重度心身障がい者福祉タクシー助成	重度心身障がいのある人を対象に、タクシー初乗り運賃等を助成するチケットを交付します。	継続	社会福祉課



No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
85	重度身体障がい者 介助用自動車購入・ 改造費助成	車いす等を使用している重度の身体障がいのある人がいる世帯で、介助用自動車を購入・改造する際に、費用を助成します。	継続	社会福祉課
86	在宅知的障がい者 交通費助成・在宅精神障がい者交通費助成	在宅で通勤や通所する知的障がいのある人と付添人を対象に、鉄道・バスの交通費等を助成します。また、精神障がいのある人が作業所等へ通所する際の鉄道・バスの交通費等を助成します。	継続	社会福祉課
87	障がい者割引制度 の利用促進	有料道路障がい者割引、鉄道運賃割引、路線バス運賃割引、タクシー運賃割引などにより障がい者の移動を支援する制度を周知します。	継続	社会福祉課
88	家庭による移送が困難な人への支援	介護認定を受けた人、又は身体障害者手帳1～3級を所持する人で、福祉車両を利用しなければ移送が困難な人を対象に、自宅から病院への移送サービスを行います。	継続	高齢支援課
89	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進	障がいのある人、高齢者、子ども等すべての人にとって、安全で快適な環境を実現するために、ユニバーサルデザインを考慮した施設、歩行者空間、環境等のバリアフリー化を推進します。	継続	都市住宅課
90	バリアフリー、ユニバーサルデザインの相談受付・アドバイス	社会福祉施設等が建設される場合、施設の設置予定者から建築に関する相談を受け、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する助言を行います。	継続	建築管理室
91	地域の交通機関における利便性の向上	地域の実情に合わせ、必要に応じて路線・時刻の改変を行い、利便性の向上や異なる交通機関の乗り継ぎの円滑化を図ります。	継続	定住推進課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
92	移動手段の確保	地域の実情に合わせ、必要に応じて路線・時刻の変更や新たな移動手段の検討を行うなど、移動手段の確保を行うとともに、異なる交通機関の乗り継ぎの円滑化を図ります。また、障がいの種類、程度に合わせ、移動に関する助成等の支援の情報提供に努めます。	充実	定住推進課 社会福祉課

## ② 災害・緊急時の対策の推進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
93	「避難行動要支援者名簿」の整備	「避難行動要支援者名簿」の整備により、災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人等について、要配慮者の避難支援体制を構築します。	継続	防災安全課 高齢支援課 社会福祉課
94	各種支援制度の周知と充実	聴覚、言語機能障がい者へ向けた「NET119緊急通報システム」の導入、障がい等がある独居高齢者への「独居老人等緊急通報システム事業」「命のバトン」等の活動を実施します。また、障がいのある人が周囲に支援を求めるために活用できる「ヘルプマーク」を周知します。	継続	消防署 高齢支援課 社会福祉課 社会福祉協議会
95	地域の見守りネットワーク等による支援	地域、消防団、民生委員児童委員、防災ボランティア関係団体等のネットワークを活用し、障がいのある人への見守りの支援を進めます。また、障がい者家庭においてネットワークの必要性を周知していきます。	継続	高齢支援課 社会福祉課 社会福祉協議会
96	感染症への対策	感染症発生時には、速やかに状況を把握し、県と連携を図り、感染拡大防止策の周知徹底に努めます。	継続	社会福祉課

### ③ 防犯対策の推進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
97	安全パトロールの実施	地域安全ボランティア団体によるパトロールや青色回転灯パトロールを毎月実施します。	継続	防災安全課
98	防犯に関する知識の普及や啓発	障がいのある人に応じて、広報紙、ホームページ、市民安全情報ネットワークを活用した安全情報配信を実施し、防犯に関する知識の普及や啓発に努めます。	見直し	防災安全課 消費生活相談室

## (2) 障がいのある人を支えるまちづくり

### <現状・課題>

- 本市ではこれまで、障がいに対する理解の促進を図ってきましたが、地域での暮らしの中で差別を受けたと感じる障がいのある人がいるのが現状です。
- 手帳所持者へのアンケート調査によると、障がいがあることによる差別や嫌な思いをした経験について、“ある”が44.4%、「ない」が45.6%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者で“ある”が63.2%と他の手帳と比較して高くなっています。また、「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なことについて、手帳所持者では「障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、発達支援センター利用者では「学校における福祉教育の充実」がそれぞれ最も高くなっています。
- 障がいのある方の権利を守る取り組みとして、成年後見制度がありますが、手帳所持者へのアンケート調査によると、成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」といった、内容がわからない人が66.7%となっています。さらに、成年後見制度の利用意向では「わからない」が58.1%と、最も高くなっており、「利用したい」は11.1%と低くなっています。制度の周知や必要に応じた利用の促進を進めていく必要があります。

### <具体的な取り組み>

#### ① 障害福祉教育の推進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
99	道徳教育と人権教育の充実	共生社会の大切さを周知できるよう、道徳的教育と人権教育の充実を図ります。また、第7期中津川市道徳教育推進計画について、各種研修会を通じて周知を図っていきます。	充実	学校教育課 教育研修所
100	交流及び共同学習等の推進	特別支援学級と通常学級及び特別支援学校と小・中学校の児童生徒の交流事業を推進し、互いの理解促進を図るとともにインクルーシブ教育の構築を図ります。	継続	学校教育課 教育研修所
101	図書館を活用した障がい者理解の促進	図書館におけるイベント、企画展示、関係図書等の充実により、障がいのある人への理解を促進します。また、図書館内に読書支援機器を配置します。	継続	図書館 社会福祉課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
102	教員研修の場の促進	特別支援教育や人権教育に関わる教員の知識や指導力を高める研修を行います。	継続	学校教育課 教育研修所
103	福祉推進校における福祉教育の推進	福祉推進校における福祉ボランティアの教科学習や体験活動等、先進的な取り組みを行います。	継続	学校教育課 教育研修所 社会福祉協議会

② 障がいのある人の権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
104	権利擁護の推進	「障がい者に関する相談支援事業」の利用を積極的に呼びかけ、障がいのある人の権利擁護を推進します。	継続	社会福祉課
105	意思決定の支援	成年後見制度や意思決定支援ガイドラインに基づき、意思決定・判断・表明等が難しい障がいのある人の意思決定を支援します。	継続	社会福祉課
106	日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」が積極的に活用できるよう、PRを進めるとともに、職員配置や補助金など事業の推進体制を整備します。	継続	社会福祉協議会
107	成年後見制度の普及・利用支援	東濃権利擁護センターとともに、地域連携ネットワークの構築に取り組み、成年後見制度を円滑に利用できるような普及・啓発を行います。また、成年後見制度利用にあたり、申し立て費用等の負担が困難な人を支援する成年後見制度利用支援事業を行います。	継続	社会福祉課 高齢支援課
108	虐待への理解と通報義務の周知	中津川市障害者虐待防止センターの活動の充実と周知を推進します。	継続	社会福祉課
109	虐待相談の受付	研修の受講等により、職員の虐待への相談対応力の強化を図ります。	継続	社会福祉課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
110	連携体制の確保	虐待に関する通報や相談があった際には、関係機関への協力依頼と協議を行い、中津川市障害者総合支援協議会における情報共有を行います。	継続	社会福祉課

### ③ 地域の障がい理解、見守り、支え合い活動の推進

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
111	地域福祉活動の支援	地域福祉活動を進める社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を支援します。	継続	社会福祉課 高齢支援課
112	広報紙等を活用した障がいに関する啓発活動の推進	広報紙、ホームページ及び社協だよりなどの情報提供手段を通して、障がいや障がいのある人に対する市民の理解・意識の啓発に努めます。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
113	各種イベントでの障がい者理解の啓発	障がい者団体や市のイベントにおいて、障がい者理解の促進を図ります。	継続	社会福祉課
114	「障害者週間」等の周知	「障害者週間」(毎年 12 月3日～12月9日)や「耳の日」(毎年3月3日)などを周知し、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めます。	継続	社会福祉課
115	障がい者サポートボランティア養成事業による支援	障がいのある人への理解を深め、障がいのある人を支援するボランティア育成のための研修会を開催します。	継続	社会福祉協議会
116	障がいのある人に関するマークの普及・啓発	「身体障がい者マーク」、「耳マーク」、「ハート・プラスマーク」、「ほじょ犬マーク」、「ヘルプマーク」など障がいのある人に関するマークの普及に努めます。	継続	社会福祉課
117	社会参加促進事業の推進	障がいのある人の社会参加を促進するため、意思疎通支援のサービス提供や、ヘルプマークの交付、情報提供など各種取り組みを推進します。	継続	社会福祉課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
118	中津川市障害者総合支援協議会の活動の推進	各分野が連携した協議会活動により、地域の実情に応じた障がい児者支援を総合的に進めます。また、専門部会による地域課題の調査・検討、個別案件についての対応を、個別支援会議で検討します。	継続	社会福祉課
119	ボランティア活動の推進	ボランティアセンターを中心として、障がいに関わるボランティアに関する市民へ県等の研修の情報を周知し、研修会等の活動支援を行います。また、当事者団体については、ピアサポーターの活動を促進するとともに、新たな事業の活用を含め、体制の整備を進めます。	継続	社会福祉課
120	「障害者差別解消法」の周知と推進	「障害者差別解消法」により義務づけられた障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と負担が重過ぎない限り障がいに配慮する「合理的配慮の提供」の周知と啓発活動等に取り組みます。また、職員向けマニュアルの改正や職員研修等を実施します。	充実	社会福祉課
121	障がい者差別防止の啓発、取り組みの推進	中津川市障害者総合支援協議会や中津川市障害者雇用促進協議会などにおいて、関係団体・機関が連携し、障がい者差別防止の啓発活動や、相談・紛争の防止・解決のための取り組みを推進します。	継続	社会福祉課

#### ④ 交流機会の充実

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
122	居場所づくりと活動の充実	障がいのある人が気軽に公民館などの既存施設を活用できるよう、多様な居場所づくりを行います。また、関係団体等と連携した各種活動の充実に努めます。	継続	社会福祉課 生涯学習スポーツ課

No.	取り組み	内容	方向性	担当課等
123	視覚障がい者外出サポート講習事業	視覚障がい者外出サポートボランティア登録者のスキルアップに努めるとともに、新たな登録ボランティアの育成とグループづくりを目的とした講習会を行います。	見直し	社会福祉協議会
124	障がい者社会参加支援事業の促進	サロンや作業所交流会等の実施、就労継続支援事業所利用者の家族の会や支援団体などとの協議を行うことで、ニーズの把握を行います。また、地域で課題を抱える人が気軽に集まり、活動ができる拠点の整備等を行います。	見直し	社会福祉協議会
125	精神障がい者交流事業の開催	月1回、精神障がいのある人の社会参加と仲間づくりを目的に、「わいわいサロン」を開催します。	見直し	社会福祉協議会
126	心のふれあい広場の開催	年12回程度のレクリエーション活動を通し、精神障がいのある人の自立と社会復帰を支援します。	継続	社会福祉課